教育委員会定例会の傍聴

- ●日時 11月24日金10:00~
- ●場所 町文化センター2階研修室
- ●定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

町観光PR動画を

公開しています!

町では新たな観光情報 発信ツールとして、「自然 や文化」、「産業や特産品」、 「ふれあいや交流」、「食や 温かみ」の4つのテー 基調とした観光PR動画を 公開しています。ぜひご覧 いただき、これからのお出 かけにお役立てください。

▲町観光PR動画はこちら

産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

▼問い合わせ先

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(町独自支援分

価格高騰緊急支援給付金とあわせてご確認ください

年度の2年連続で住民税均等 現金給付を行っています。 割が非課税となった世帯に対 います。令和3年度と令和4 に困っている人への支援を行 格・物価高騰対策」として生活 して、1世帯当たり5万円の コロナ禍における 原油価

課税である世帯(課税者の被 和4年度の住民税均等割が非 に住所を有し、世帯全員が合 次の全てに該当する世帯の世 令和4年6月1日時点で町

氏税均等割が非課税であった ●令和3年12月10日時点で同 世帯に属する人全員の住

> 象になりません。) る未申請者および辞退者は対 の属する世帯(受給資格のあ 帯等に対する臨時特別給付金 ことによって、国が実施した (10万円)」を受給した世帯主 · 令和3年度住民税非課税世

わせください。 ています。詳しくはお問い合 ※町ホームページにも掲載し でに返送してください。 令和5年1月3日((必着)ま 知(確認書)を10月に発送しま した。受給を希望する場合は

▼問い合わせ先

扶養者のみからなる世帯を除

☆26・2246(直通) 介護福祉課 福祉室

主に受給要件確認のための通 ※対象となり得る世帯の世帯

けられます。

納付額全額が社会保険料控除の対象です

民年金保険料

減されます。 所得から控除され、税額が軽 険料控除としてその年の課税 国民年金保険料は、社会保

の保険料も合わせて控除が受 険料を支払っている場合、そ 者や子など)の負担すべき保 料だけではなく、扶養者(配偶 も含みます。また、本人の保険 去の年度分や追納した保険料 付した保険料の全額です。過 和4年1月から12月までに納 控除の対象となるのは、 · 令



めには 社会保険料控除を受けるた

明書」が届きます。申告書を提 険料(国民年金保険料)控除証 は領収証書を添付してくださ 出するときは必ず証明書また に日本年金機構から「社会保 を納付した人には、11月上旬 令和4年1月~9月に保険料 する書類の添付が必要です。 ときに、保険料の納付を証明 年末調整や確定申告を行う

ど万が一のときにも心強い 納め忘れのないようにし 老後はもちろん不慮の事故な きます。 年初めて保険料を納付した人 ※令和4年10月~12月に、 方となる制度です。保険料 、は、令和5年2月上旬に 税法上有利な国民年金は、 今 味

▼問い合わせ先

しょう。

渋川年金事務所

教育長に山口さん、教育長職務代理者に長島さん

教育委員会の新体制をお知らせ

▲山□和良さん

月30日で任期満了となり、議 会の同意を得て再任されまし 教育長の山口和良さんが9



▲萩原奈津季さん



教育委員会で報告されまし

長島忠行さんを指名し、臨時 が、教育長職務代理者として

なお、10月1日付で、教育長

二次元バーコード を読み取ってくだ

URLを入力または

テレビリモコン [d] ボタン

登録はこちら

データ放送を通じて、気象情報や町が 発信する防災情報などを見ることができ ます。

よしおかほっとメール 登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯 情報やくらしの情報などが配信されます。

com/yoshioka/

https://service.sugumail.

また、群馬テレビのデータ放送では、町 からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先

総務課 協働安全室 🕿 26-2243 (直通)

萩原奈津季 教育長 教育委員 職務代理者 (敬称略) 田中知子、小出朗 長島忠行 山口和良

☎26.2285 (直通) 教育委員会事務局 教育総務室 ▼問い合わせ先

会の同意を得て、10月1日付 で教育委員に任命されまし た。また、萩原奈津季さんが議

12月1日余

開会日

9日金

> 一般質問 一般質問

閉会日

(討論・表決など)

2日金

町議会12月定例会(予定)

どなたでも傍聴できます

11月12日 土~25日 金

女性に対する暴力をなくす運動期間

パートナーなどからの暴力・性犯罪・売春・買春・ セクシュアルハラスメント・ストーカー行為などの 女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害す る行為です。

女性が抱えているさまざまな悩みについて電 話相談に応じます。つらい思いをしている女性は、 一人で悩まずにご相談ください。費用は無料で す。秘密は厳守します。

▶相談先

群馬県女性相談センター **2**027-261-4466

▶相談時間

10:00~17:00 ⊕13:00~17:00

(祝日および年末年始を除く)

※弁護士によるDVなどの法律電話相談は予約 制です。事前に電話でご連絡ください。

▶問い合わせ先

住民課 住民環境室 ☎26-2244(直通)

の消毒をお願いします。

ご確認ください。 傍聴時は、マスクの着用・手指 あります。詳しくは、町議会 合は傍聴をご遠慮ください。 ホームページや議会事務局で 発熱など体調が優れない場 日程は、変更になる場合が

☆26・2283(直通) 議会事務局 ▼問い合わせ先

会議生中継・ 映像配信



で生中継および録画配信を 行っていますので、ぜひご覧 ください。 また、町議会ホー ムペ

ジ

